

## 蒲郡市実費徴収に係る補足給付事業費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）及び法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援するため、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を給付すること（以下「給付事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類)

第2条 給付事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品、文房具等に要する費用の給付
- (2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の給付

(対象者)

第3条 給付事業の対象者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前条第1号に規定する給付事業の給付対象者は、法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、法第29条第1項に規定する特定地域型保育又は法第30条第1項第4号に規定する特例保育の提供を受けている教育・保育給付認定保護者のうち、次に掲げる者とする。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）である教育・保育給付認定保護者

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者

- (2) 前条第2号に規定する給付事業の給付対象者は、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定

こども園又は幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。以下同じ。)を受けた施設等利用給付保護者のうち、次に掲げる者とする。

- ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。以下同じ。)が7万7,101円未満である者。なお、当該年度の4月分から8月までの市町村民税所得割合算額を判定する場合は、前年度分の市町村民税所得割合算額を、当該年度の9月分から3月分までの市町村民税所得割合算額を判定する場合は、当該年度分の市町村民税所得割合算額を用いるものとし、市町村民税所得割合算額を計算する際は、所得税法(昭和40年法律第33号)第314条の7、第314条の8、第314条の9並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は、適用しないものとする。
- イ 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。)が同一世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者  
(給付事業の対象費用)

第4条 給付事業の対象となる費用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号に規定する給付の対象となる費用は、食材料費以外の実費徴収額(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。)(1月につき上限2,500円)とする。
- (2) 第2条第2号に規定する給付の対象となる費用は、副食の提供に要した費用の額(1月につき上限4,500円)とする。

(給付申請)

第5条 第2条第1号の規定による給付を受けようとする給付対象者は、実費徴収に係る補足給付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 第2条第2号の規定による給付を受けようとする給付対象者は、副食費の施設による徴収に係る補足給付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（給付の決定等）

第6条 市長は、前条各項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を実費徴収に係る補足給付決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

（給付の実施）

第7条 前条の規定により給付の決定を受けた給付対象者は、第4条第1号又は第2号に規定する費用が発生した月の属する年度の3月末日までに実費徴収に係る補足給付請求書（第4号様式）に当該実費徴収に係る領収書等を添付し、市長に提出するものとする。ただし、当該給付対象者は、当該給付対象者に係る第4条第1号に規定する費用を減額して徴収又は免除する特定教育・保育施設（法第27条第1項に規定する「特定教育・保育施設」をいう。）及び特定地域型保育事業者（法第29条第1項に規定する「特定地域型保育事業者」をいう。以下これらを「実施施設等」という。）又は同条第2号に規定する費用を減額して徴収又は免除する特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する「特定子ども・子育て支援提供者」をいう。以下同じ。）に対し、給付の請求及び受領を委任することができる。

2 前項ただし書の規定により委任を受けた実施施設等又は特定子ども・子育て支援提供者は、第4条第1号又は第2号に規定する費用を減額して徴収又は免除した月の属する年度の3月末日までに実費徴収に係る補足給付請求書（第5号様式）に給付対象者からの委任状（第6号様式）及び実費徴収に係る補足給付実績報告書（第7号様式）を添付し、市長に提出するものとする。

（給付の返還）

第8条 市長は、給付を受けた者が偽りその他不正な手段により給付を受けたときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市実費徴収に係る補足給付事業費交付要綱の規定による諸様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

実費徴収に係る補足給付申請書

蒲郡市長

<p><b>【申請にあたって同意いただく事項】</b></p> <p>1 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢等、徴収金台帳等を蒲郡市が閲覧及び調査すること。</p> <p>2 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の附帯業務のために蒲郡市が利用すること。</p> <p>3 申請書等に記載した内容や給付決定に関する情報を必要な範囲で認定こども園等に提供すること。</p> <p>4 要綱に規定する内容を遵守すること。</p> <p>以上のことに同意し、以下のとおり、申請します。</p>			
---	--	--	--

申請 子ども	フリガ ナ		子どもの生年月日		子どもの個人番 号
	氏名		年 月 日 ( 歳児)		
保護者	フリガ ナ		保護者の生年月日		保護者の個人番 号
	氏名		年 月 日	申請子ど もとの続 柄	
申請子 どもの 住所	〒 ー		連 絡 先	①	自宅・携帯（父・母）・（ ）
保護者 の住所	□同上			②	自宅・携帯（父・母）・（ ）
現住所が市外の場合 市内転入後の住所					
申請日の 年 1月1日現在の住所	父親	□現住所と同じ		母親	□現住所と同じ
利用施設（予定を含む）					

### 副食費の施設による徴収に係る補足給付申請書

蒲郡市長

<p><b>【申請にあたって同意していただく事項】</b></p> <p>1 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を蒲郡市が閲覧及び調査すること。</p> <p>2 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の附帯業務のために蒲郡市が利用すること。</p> <p>3 申請書等に記載した内容や給付決定に関する情報を必要な範囲で幼稚園に提供すること。</p> <p>4 要綱に規定する内容を遵守すること。</p> <p>以上のことに同意し、以下のとおり申請します。</p>			
--	--	--	--

申請 子ども	フリガナ		子どもの生年月日		子どもの個人番号（マイナンバー）
	氏名		年 月 日 (満 歳)		
保護者	フリガナ		保護者の生年月日		保護者の個人番号（マイナンバー）
	氏名		年 月 日		
		申請子どもとの続柄			
申請子どもの 現住所	〒 -		連絡先	①	自宅・携帯（父・母）・（ ） - -
保護者の 現住所	□ 同上			②	自宅・携帯（父・母）・（ ） - -
現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒 -				
申請日の 年 1月1日現在の住所	(父親)		(母親)		
	□ 現住所と同じ		□ 現住所と同じ		

※上記の現住所と 年1月1日現在の住所と異なる場合は、平成31年1月1日現在の市町村民税の課税がわかる証明を添付してください。

利用（予定）幼稚園名及び所在地

フリガナ		所在地	〒 -
施設名			TEL - -

世帯員を全員記入して下さい。（申請子どもは除く。）※個人番号(マイナンバー)の記入もお願いします。

申請 子ども は 除 く。 世 帯 員	フリガナ	申請子ども との続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
	氏名		個人番号		
1			年 月 日		□有
2			年 月 日		□有
3			年 月 日		□有
4			年 月 日		□有
5			年 月 日		□有
6			年 月 日		□有
7			年 月 日		□有

年 月 日

実費徴収に係る補足給付決定通知書

様

蒲郡市長

印

先に申請のありました実費徴収に係る補足給付申請について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

申請子ども氏名	
保護者氏名	
審査結果	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として（蒲郡市長が代表となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第7条関係）

実費徴収に係る補足給付請求書  
(償還払用)

金額	円
----	---

実費徴収に係る補足給付として、上記のとおり、請求します。

年 月 日

(あて先) 蒲郡市長

住所  
氏名

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・農協・漁協・信用金庫					
	支店・支所・出張所					
口座番号・種別						普通 ・ 当座
(フリガナ) 口座名義						

第5号様式（第7条関係）

実費徴収に係る補足給付請求書  
(代理受領用)

金額	円
----	---

上記金額の内訳は、別紙のとおり。

実費徴収に係る補足給付として、上記のとおり、請求します。

年 月 日

(あて先) 蒲郡市長

設置者名称

所在地

代表者職氏名

施設・事業所の名称

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・農協・漁協・信用金庫					
	支店・支所・出張所					
口座番号・種別						普通 ・ 当座
(フリガナ) 口座名義						

第6号様式（第7条関係）

委任状

年 月 日

代理人

設置者名称

所在地

代表者職氏名

施設・事業所の名称

私は、上記の者を代理人とし、蒲郡市実費徴収に係る補足給付事業費交付要綱に基づく実費徴収に係る補足給付を請求し、及び受領する権限を委任します。

委任者

委任者（保護者）氏名

住所

子ども氏名

子ども生年月日

年 月 日

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

実費徴収に係る補足給付実績報告書

蒲郡市長

(施設・事業者)

所在地

設置者

(施設名 )

下記のとおり、報告します。

記

子ども氏名	生年月日	減免額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
計		円